

別紙（北陸電力送配電株式会社 管内）

1. 本別紙の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）、岐阜県の一部

2. 料金計算方法

A) 次項3（1）（2）の電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金 = ①基本料金 + ②電力量料金 ± ③燃料費調整額 + ④再生可能エネルギー発電促進賦課金 - ⑤割引額

① 基本料金 = 基本料金単価 × 契約容量

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

② 電力量料金 = 電力量料金単価 × 使用量

③ 燃料費調整額 = 燃料費調整単価 × 使用量

④ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 = 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 × 使用量

⑤ 割引額 = (① + ② + ③) × 割引率

B) 次項3（3）の電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金 = ①基本料金 + ②電力量料金 ± ③燃料費調整額 + ④再生可能エネルギー発電促進賦課金 - ⑤割引額

① 基本料金 = 基本料金単価 × 契約電力 × 力率割引

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

② 電力量料金 = 電力量料金単価 × 使用量

③ 燃料費調整額 = 燃料費調整単価 × 使用量

④ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 = 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 × 使用量

⑤ 割引額 = (① + ② + ③) * 割引率

3. 契約種別、料金単価等

以下の契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

（1）従量電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a)契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(b)1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等

の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ニ 料金単価（税込）

基本料金	10A	1 契約	242 円 00 銭
	15A		363 円 00 銭
	20A		484 円 00 銭
	30A		726 円 00 銭
	40A		968 円 00 銭
	50A		1,210 円 00 銭
	60A		1,452 円 00 銭
電力量料金	～120kWh	1kWh	17 円 84 銭
	121kWh～300kWh	1kWh	21 円 73 銭
	301kWh～	1kWh	23 円 44 銭

ホ 最低月額料金

ニによって算定された基本料金と電力料金との合計が次の金額を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の金額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と致します。

1 契約につき	181 円 30 銭
---------	------------

ヘ 割引率

割引率は 5 % とします

（2）従量電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上、かつ、原則として 50 キロワット未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することができます。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款3条（12）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が12ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が12ヶ月を超える時は、直近1年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ニ 料金単価

基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	1kVA	242 円 00 銭
電力量料金	~120kWh	1kWh	17 円 84 銭
	121kWh~300kWh	1kWh	21 円 73 銭
	301kWh~	1kWh	23 円 44 銭

ホ 割引率

割引率は5%とします

（3）低圧電力

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当する需要に適用いたします。

(a)契約電力が、原則として50キロワット未満であること。

(b)1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することができます。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(c)1年間の使用電力量が（契約電力×1,000）kWh以下であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることができます。

ハ 契約電力

契約容量は、当社に電力会社を切り替える場合は、原則、当社から電力の供給を行う直前のご契約容量とします。なお、新たにご契約を開始する場合は一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。

ニ 料金単価

基本料金	契約電力 1 キロワットにつき	1kW	1,166 円 00 銭
電力量料金	7月1日～9月30日	1kWh	12 円 15 銭
	上記以外	1kWh	11 円 09 銭

ホ 割引率

割引率は2%とします。

へ その他

変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。